

羽咋市地域防災計画

第 7 編 資料編

羽咋市防災会議

目 次

1 防災組織に関する資料

1-1	防災関係機関一覧表	1-1
1-2	羽咋市防災会議条例	1-3
1-3	羽咋市防災会議運営規定	1-5
1-4	羽咋市災害対策本部条例	1-6
1-5	羽咋市災害対策本部条例施行規則	1-7

2 情報・通信に関する資料

2-1	速報及び被害状況等の報告様式	2-1
2-2	羽咋市防災行政無線（移動系デジタル設備）	2-7
2-3	羽咋市防災行政無線（同報（固定）系デジタル設備）	2-8
2-4	災害時優先電話	2-9

3 防災施設、資機材等に関する資料

3-1	消防力の現況	3-1
-----	--------	-----

4 避難収容に関する資料

4-1	指定緊急避難場所・指定避難所一覧	4-1
4-2	放射線防護施設	4-5
4-3	国民保護避難施設	4-5

5 食糧・生活必需品等の調達供給に関する資料

5-1	食糧の調達先	5-1
5-2	生活必需品の調達先	5-1
5-3	学校給食設備	5-1
5-4	防災食・資材備蓄	5-2

6 医療、防疫に関する資料

6-1	市内医療機関	6-1
6-2	災害拠点病院	6-2
6-3	井戸	6-2
6-4	感染症発症者避難場所	6-2

7 遺体の収容・処理に関する資料

7-1	火葬場	7-1
7-2	遺体収容場所	7-1

8 緊急輸送に関する資料

8-1	ヘリポート適地	8-1
8-2	庁用車一覧表	8-1
8-3	漁港	8-3
8-4	緊急輸送道路ネットワーク図	8-4

9 建築物に関する資料

- 9-1 防火対象物別表（消防法施行令 別表第1）9-1

10 災害危険地域等に関する資料

- 10-1 土砂災害警戒区域10-1
- 10-2 山腹崩壊危険地域10-3
- 10-3 崩壊土砂流出危険地域10-4
- 10-4 雪崩危険箇所10-5
- 10-5 注意、観察を要するため池10-6
- 10-6 危険物施設等一覧10-7
- 10-7 危険区域内の要配慮者利用施設10-8

11 水防に関する資料

- 11-1 羽咋市水防計画11-1

12 応援等に関する資料

- 12-1 現在市が締結している応援協定12-1
- 12-2 自治体との災害相互応援協定の締結状況12-6
- 12-3 民間等との災害応援協定の締結状況12-31
- 12-4 福祉避難所設置運営協定の締結状況12-67

13 避難地図に関する資料

- 13-1 洪水避難地図13-1
- 13-2 揺れやすさマップ13-3
- 13-3 津波避難地図13-4
- 13-4 土砂災害避難地図13-9
- 13-5 ため池ハザードマップ13-16
- 13-6 地区防災マップ13-30

14 復旧・復興に関する資料

- 14-1 激甚災害の指定基準等14-1
- 14-2 災害復旧事業の融資制度等14-4

1 防災組織に関する資料

1-1 防災関係機関一覧表

1 市

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
羽咋市役所	羽咋市旭町ア 200 番地	0767-22-1111	0767-22-7135

2 消防

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
羽咋郡市広域圏事務組合消防本部	羽咋市中央町ア 185 番地	0767-22-0089	0767-22-5319

3 石川県

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
石川県庁 危機管理監室	金沢市鞍月 1 丁目 1 番地	076-225-1482	076-225-1484
土木部河川課	金沢市鞍月 1 丁目 1 番地	076-225-1736	076-225-1740
土木部道路整備課	金沢市鞍月 1 丁目 1 番地	076-225-1726	076-225-1728
中能登土木総合事務所羽咋土木事務所	羽咋市石野町へ 31 番地	0767-22-1225	0767-22-1228
石川県教育委員会	金沢市鞍月 1 丁目 1 番地	076-225-1811	076-225-1814
石川県警察本部	金沢市鞍月 1 丁目 1 番地	076-225-0110	076-225-0233
羽咋警察署	羽咋市旭町ユ 20 番地	0767-22-0110	0767-22-1078
羽咋警察署飯山駐在所	羽咋市宇土野町ハ 44 番地 5	0767-26-0023	—
大町駐在所	羽咋市大町ケ 14 番地 3	0767-26-0244	—
一ノ宮駐在所	羽咋市寺家町ル 38 番地	0767-22-0649	—

4 指定地方行政機関及び出先機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
北陸財務局	金沢市新神田 4 丁目 3-10	076-292-7860	076-291-6226
北陸農政局	金沢市広坂 2 丁目 2-60	076-263-2161	076-244-2465
東海北陸厚生局	金沢市十間町 5	076-210-5140	076-261-0848
中部経済産業局北陸支局	富山市牛島新町 11-7	076-432-5588	076-432-5526
中部近畿産業保安監督部	名古屋市中区三の丸 2-5-2	052-951-0558	052-951-9803
北陸信越運輸局石川運輸支局	金沢市入江 3 丁目 153	076-291-7854	076-292-0129
大阪航空局（小松空港事務所）	小松市浮柳町ヨ 21	0761-24-0828	0761-22-4632
近畿中国森林管理局石川森林管理署	金沢市田上本町 71-1	076-261-7191	076-222-6215
東京管区気象台金沢地方気象台	金沢市西念 3 丁目 4-1	076-260-1461	076-242-6724
第九管区海上保安本部金沢海上保安部	金沢市湊 4 丁目 13	076-268-0329	同 左
北陸地方整備局金沢河川国道事務所	金沢市西念 3 丁目 23-5	076-241-2115	同 左
石川労働局	金沢市西念 3 丁目 4-1	076-265-4420	076-221-6020
北陸総合通信局	金沢市広坂 2 丁目 2-60	076-233-4412	076-233-4419

5 自衛隊

機 関 名	連 絡 先	所 在 地	電話番号
陸上自衛隊第14普通科連隊	第3科長	金沢市野田町1-8	076-241-2171
自衛隊石川地方連絡部	総務課	金沢市新神田4丁目3-10	076-291-6250
海上自衛隊舞鶴地方総監部	防衛部防衛主任	京都府舞鶴市字余部下1190	0773-62-2250
航空自衛隊第6航空団	防衛部防衛班長	小松市向本折町戊-267	0761-22-2101

6 指定公共機関及び出先機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
日本郵便(株)羽咋郵便局	羽咋市川原町メ136番地4	0767-22-0100	0767-22-5834
西日本旅客鉄道(株)金沢支社	金沢市高柳町9丁目1-1	076-253-5205	076-253-5207
日本貨物鉄道(株)金沢支店	金沢市高柳町10丁目1-4	076-251-7164	076-251-7426
西日本電信電話(株)北陸支店	金沢市鳴和町1番2	076-282-9847	076-253-3464
(株)エヌ・ティ・ティ・コム北陸支社	金沢市西都1丁目5	076-225-2065	076-225-2178
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)北陸営業支店	金沢市西念3丁目5-1	076-234-3655	076-234-3658
日本赤十字社石川県支部	金沢市広坂1丁目-8-25	076-221-7355	076-221-7356
日本放送協会金沢放送局	金沢市大手町14-1	076-264-2211	076-224-2889
北陸電力(株)七尾支社	七尾市三島町61-7	0767-53-0203	0767-53-0541
北陸電力送配電(株)	〃	0767-53-2219	

7 指定地方公共機関及び出先機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
(株)北國新聞	金沢市南町2-1	076-263-2111	076-223-4103
(株)北陸中日新聞北陸本社	金沢市駅西本町2丁目12-30	076-261-3111	076-265-7490
北陸放送(株)	金沢市本多町3丁目2-1	076-262-8111	076-232-0043
石川テレビ放送(株)	金沢市観音堂町チ18	076-267-2141	076-222-5347
(株)テレビ金沢	金沢市古府2丁目136	076-240-3344	076-240-9096
(株)エフエム石川	金沢市彦三町2丁目1-45	076-262-8050	076-263-7913
北陸朝日放送(株)	金沢市松島1丁目32-2	076-269-8800	076-269-8811

8 公益的事業を営む法人その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
(社)羽咋郡市医師会	羽咋市中央町キ6-4	0767-22-6929	0767-22-6932
北鉄能登バス(株)羽咋営業所	羽咋市兵庫町西5	0767-22-0268	0767-22-4626
はくい農業協同組合	羽咋市太田町と105	0767-26-3333	0767-26-3334
邑知潟土地改良区	羽咋市石野町ヘ27-2	0767-22-2020	0767-22-9040
羽咋漁業協同組合	羽咋市滝町レ99-15	0767-22-0626	0767-22-7683
柴垣漁業協同組合	羽咋市柴垣町19-106-2	0767-27-1022	0767-27-1460
羽咋森林組合	羽咋市柴垣町10-105	0767-22-8891	—
羽咋市商工会	羽咋市旭町ア139	0767-22-1393	0767-22-8914
羽咋ボランティア連絡協議会	羽咋市鶴多町亀田17	0767-22-6231	—
(協)羽咋市建設業協会	羽咋市島出町上2-10	0767-22-2534	0767-22-7260
羽咋市管工事協同組合	羽咋市川原町メ129	0767-22-0329	—

1-2 羽咋市防災会議条例

昭和 37 年 9 月 19 日
条 例 第 1 0 号

改正 昭和 55 年 12 月 23 日条例第 32 号

昭和 60 年 3 月 20 日条例第 13 号

平成 12 年 3 月 27 日条例第 15 号

平成 13 年 3 月 27 日条例第 17 号

平成 13 年 10 月 5 日条例第 17 号

平成 24 年 9 月 25 日条例第 25 号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 5 項の規定に基づき、羽咋市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 羽咋市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 石川県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 石川県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 羽咋郡市広域圏事務組合消防長及び市消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

6 前項の委員の定数は、25 人以内とする。

7 第 5 項の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、石川県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関及び学識経験のあるもののうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第5条 防災会議に、幹事 10 人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和 37 年 10 月 1 日より施行する。

附 則 (昭和 55 年 12 月 23 日条例第 32 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 60 年 3 月 20 日条例第 13 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 12 年 3 月 27 日条例第 15 号抄)

この条例は、公布の日から施行する。

(施行期日)

第1条 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 13 年 3 月 27 日条例第 17 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 13 年 10 月 5 日条例第 29 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 24 年 9 月 25 日条例第 29 号)

この条例は、公布の日から施行する。

1-3 羽咋市防災会議運営規程

平成 13 年 10 月 1 日
訓 令 第 1 1 号

(趣旨)

第1条 この規程は、羽咋市防災会議条例（昭和 37 年羽咋市条例第 10 号）第 6 条の規定に基づき、羽咋市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(会議の招集、採決)

第2条 防災会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 防災会議委員（以下「委員」という。）は、必要があると認めたときは、会長に防災会議の招集を求めることができる。

3 防災会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の開催)

第3条 防災会議は、毎年度当初に開くほか、災害の発生、その他会長が必要があると認めたときは、これを開くことができる。

(急を要する場合の決定及び報告)

第4条 会長は、前2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項の決定が急を要すると認める場合は、関係のある委員と協議して、その事項を決定することができる。

(1) 緊急事態が発生し、防災会議を開くいとまがないとき。

(2) 決定を要する事項が、一部の特定機関にのみ関係があるとき。

(3) 軽易な事項は、会長が処理することができる。

2 会長は、前項の規定による決定をしたときは、次回の防災会議にその旨を報告しなければならない。

(事務局)

第5条 防災会議に、その事務を処理させるために事務局を置く。

2 事務局に事務局長、その他必要な職員をおく。

3 事務局長は、会長の命を受け防災会議の事務を処理する。

(運営等)

第6条 この規程に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、防災会議に諮って決定する。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

1-4 羽咋市災害対策本部条例

〔昭和 37 年 9 月 19 日
条 例 第 1 1 号〕

改正 昭和 42 年 3 月 23 日条例第 19 号

平成 11 年 12 月 21 日条例第 21 号

平成 13 年 10 月 5 日条例第 29 号

平成 24 年 9 月 25 日条例第 26 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 8 項の規定に基づき、羽咋市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事す（部）

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置く。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第 4 条 前 3 条に定めるもののほか、災害対策本部に関し、必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和 37 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 （昭和 42 年 3 月 23 日条例第 19 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （平成 11 年 12 月 21 日条例第 21 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 13 年 10 月 5 日条例第 29 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （平成 24 年 9 月 25 日条例第 26 号）

この条例は、公布の日から施行する。

1-5 羽咋市災害対策本部条例施行規則

〔昭和13年10月1日
規則第11号〕

改正 平成15年3月31日規則第5号

平成17年3月29日規則第7号

平成19年3月29日規則第1号

平成20年3月28日規則第6号

平成21年3月30日規則第13号

（設置の基準）

第1条 羽咋市災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する場合の基準は、おおむね次の各号に定めるところによる。

- （1）災害に関する予報又は警報等が発令され、相当規模の災害が予想されるとき。
- （2）災害が発生し、その規模及び範囲等から、その対策を要するとき。
- （3）災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、その対策を要するとき。

（組織）

第2条 副本部長は、副市長をもって充てる。

2 本部員は、教育長・各課（局・室）長とする。

3 本部に、次の部を置き、部長及び部員は原則として担当職員をもって充てる。

- （1）総務
- （2）産業
- （3）福祉
- （4）教育

4 前項の部に班を置く。

（執務配備）

第3条 本部の執務配備は、災害の種類・規模・程度により、別表第1の区分によって本部長が決定する。

2 勤務時間外に災害が発生し、招集があったときは、各部長は執務配備を整え必要な部員を指定した場所に集合させ、その状況を直ちに本部長に報告しなければならない。

（事務分掌）

第4条 各部及び班の事務分掌は、別表第2に定めるとおりとする。

（補則）

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項については、本部長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年3月31日規則第5号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月29日規則第7号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月29日規則第1号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月28日規則第6号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日規則第13号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 情報・通信に関する資料

2-1 速報及び被害状況等の報告様式

ア 人的被害（死者、行方不明者、負傷者）

（ 月 日 時 分報告）

市名	発生日時	発生場所	原因	被害の種類	負傷の程度	被害者					備考 (処置)
						住所	氏名	性別	年令	職業	

イ 住家被害（全壊・全焼・半壊・半焼・一部破損・床上浸水・床下浸水）

（ 月 日 時 分報告）

市名	発生日時	発生場所	原因	棟数	被害の種類	対策又は状況	被害者				世帯人員	被害額 (千円)	備考
							住所	氏名	年令	職業			

ウ 非住家（公共建物・その他）

（ 月 日 時 分報告）

市名	発生日時	発生場所	施設名 又は所有者名	種類	原因	棟数	被害の程度	対策又は状況	被害額 (千円)	備考

エ 田（水稻）・畑

（ 月 日 時 分報告）

市名	地区	種別	流出 (ha)	埋没 (ha)	冠水 (ha)	浸水 (ha)	倒伏 (ha)	その他	作物被害額 (千円)	備考

オ 文教施設・病院・社会福祉施設・清掃施設

（ 月 日 時 分報告）

市名	発生日時	場所	施設名	原因	被害の程度	対策又は状況	被害額 (千円)	公立 私立	備考

カ 道路・橋りょう

(月 日 時 分報告)

市名	路線及び橋りょう名	場所	種別	被害の内容	発生日時	被害額(千円)	通行止等の規制	迂回路		復旧見込	備考
								有無	路線名		

キ 河川・海岸・湾岸・砂防

(月 日 時 分報告)

市名	河川名等	位置	種別	被害の内容	発生日時	被害額(千円)	復旧見込	備考

ク 水道

(月 日 時 分報告)

市名	水道事業名	断水地域	発生日時	断水状況		被害の状況						被害額(千円)	応急対策	復旧計画	備考
				戸数(戸)	人口(人)	取水施設	導水施設	浄水施設	送水施設	配水施設	給水施設				

ケ 下水道

(月 日 時 分報告)

市名	下水道事業名(公共、特環、流域)	被災位置	種別(管渠、処理場等)	被害の内容	下水処理不能戸数、人口	被害額	応急対策	復旧見込時期	備考

コ 崖くずれ・地すべり・土石流

(月 日 時 分報告)

市名	発生日時	発生場所	規模	被害の内容	対策	種類	被害額	備考

サ 鉄道

(月 日 時 分報告)

市名	発生日時	路線名	区間	場所	被害状況	規制等	復旧見込	備考

シ 船舶

(月 日 時 分報告)

市名	船舶名	用途別	トン数	所 有 者		被害の程度	被害額 (千円)	備 考
				住所	氏名			

ス 電話

(月 日 時 分報告)

市名	発生日時	不通区間 又は地域	不通 戸数	原因	被害状況	不 通 回線路	復旧見込	備 考

セ 電気・ガス

(月 日 時 分報告)

市名	発生日時	原因	停電又は供 給不能区域	戸数	被害の程度	復旧見込	対策	備 考

ソ ブロック塀等

(月 日 時 分報告)

市名	発生日時	発生場所	所有者・管理者氏名	箇所数	被害の程度	被害額 (千円)	備 考

タ 火災

(月 日 時 分報告)

市名	発生日時	発生場所	施設名	所有者又は 管 理 者 名	種別	火災の状況	被害額 (千円)	備 考

チ 避難指示

(月 日 時 分報告)

市名	指示日時	避難場所		世 帯 主				世帯 人員	避難の 理 由	備 考
		住所	場所名・ 施 設 名	住所	氏名	年令	職業			

ツ その他（農林水産業施設等）

(月 日 時 分報告)

市名	地区	農 地		○ ○		○ ○		備 考
		面積	被害額 (千円)	面積又 は箇所	被害額 (千円)			

災害（事故）緊急報告書（第 報）

		報 告 日 時		令和 年 月 日
				午前・午後 時 分
報 告 事 項		報 告 者	所 属	
			職・氏名	
			T E L	
発 生 日 時				
発 生 場 所				
災害（事故）概要対応状況等				
		受 信 者		危機対策課：

報告先：石川県危機対策課

T E L. 076-225-1482

F A X. 076-225-1484

災害中間・確定報告

市町名			区 分			被 害		
報告番号	第 号 (月 日 時 現在)		非 住 家	公 共 建 物		棟		
				そ の 他		棟		
報告者名			そ の 他	田	流失・埋没	ha		
					冠 水	ha		
区分				畑	流失・埋没	ha		
					冠 水	ha		
被害				文 教 施 設		箇所		
人 的 被 害	死者			人	箇 所			
	行方不明者			人	箇 所			
	負 傷 者	重傷		人	箇 所			
		軽傷		人	箇 所			
				人	箇 所			
	住 家 被 害	全 壊 (全 焼) 50%以上		棟	河 川	箇所		
世帯				箇所				
人				箇所				
大規模半壊 40%以上 50%未満		棟		海 岸		箇所		
		世帯		砂 防		箇所		
		人	清 掃 施 設	箇所				
中規模半壊 30%以上 40%未満		棟	崖 く ず れ	箇所				
		世帯	鉄 道 不 通	箇所				
		人	被 害 船 舶	隻				
半 壊 (半 焼) 20%以上 30%未満		棟	水 道	戸				
		世帯	下 水 道	箇所				
		人	電 話	回線				
準半壊 10%以上 20%未満		棟	電 気	戸				
		世帯	ガ ス	戸				
		人	ブロック塀等	箇所				
準半壊に至らない 一部損壊 10%未満		棟	り災世帯数		世帯			
		世帯	り災者数		人			
		人	火 災 発 生	建 物	件			
床 上 浸 水		危 険 物		件				
		そ の 他		件				
		床 下 浸 水		棟	備 考			
世帯								
人								
		棟						
		世帯						
		人						

		受信時刻	時 分	受信者名			
区分		被害		市町村災害対策本部	名称		
公立文教施設	千円				設置	月 日 時	
農林水産業施設	千円				解散	月 日 時	
公共土木施設	千円						
その他の公共施設		千円			災害対策の概況	1. 応援要求の概要	
小 計		千円				2. 応急措置の概要	
公共施設被害市町村数		団体				3. 救助活動の概要	
その他の	農産被害	千円				4. その他の措置	
	林産被害	千円					
	畜産被害	千円					
	水産被害	千円					
	商工被害	千円					
	その他	千円					
小 計		千円			消防職員出動延人数	人	
被害総額		千円			消防団員出動延人数	人	
備考	災害発生場所						
	災害発生年月日						
	災害の概況						
	消防機関の活動状況						
	その他（避難指示の状況）						

2-2 羽咋市防災行政無線（移動系デジタル設備）

No.	配備場所・呼出名称	個別番号	無線型式	No.	配備場所・呼出名称	個別番号	無線型式
1	羽咋小学校（羽咋小）	301	携帯	26	総務課（総務課）	325	携帯
2	粟ノ保小学校（粟ノ保小）	302	携帯	27	学校教育課（学校教育課）	326	携帯
3	瑞穂小学校（瑞穂小）	303	携帯	28	健康福祉課（福祉課1）	327	携帯
4	邑知小学校（邑知小）	304	携帯	29	こども課（福祉課2）	328	携帯
5	余喜公民館（余喜公）	305	携帯	30	消防団 第1分団（第1分団）	329	携帯
6	西北台小学校（西北台小）	306	携帯	31	消防団 第1分団（第1分団2）	336	携帯
7	羽咋中学校（羽咋中）	307	携帯	32	消防団 第1分団（第1分団3）	337	携帯
8	邑知中学校（邑知中）	308	携帯	33	消防団 第2分団（第2分団）	330	携帯
9	羽咋病院（羽咋病院）	309	携帯	34	消防団 第2分団（第2分団2）	338	携帯
10	青少年交流（青少年交流）	310	携帯	35	消防団 第2分団（第2分団3）	339	携帯
11	羽咋公民館（羽咋公）	311	携帯	36	消防団 第3分団（第3分団）	331	携帯
12	千里浜公民館（千里浜公）	312	携帯	37	消防団 第3分団（第3分団2）	340	携帯
13	神子原公民館（神子原公）	313	携帯	38	消防団 第5分団（第5分団）	332	携帯
14	越路野公民館（越路野公）	314	携帯	39	消防団 第5分団（第5分団2）	341	携帯
15	羽咋すこやかセンター（すこやか）	315	携帯	40	消防団 第6分団（第6分団）	333	携帯
16	羽松高等学校（羽松高）	316	携帯	41	消防団 第6分団（第6分団2）	342	携帯
17	環境安全課（武道館）	317	携帯	42	羽咋市消防団（消防団長）	343	携帯
18	環境安全課（環境安全課）	318	携帯	43	羽咋市消防団（副団長1）	344	携帯
19	環境安全課（防対室1）	319	携帯	44	羽咋市消防団（副団長2）	345	携帯
20	環境安全課（防対室2）	320	携帯	45	道の駅のと千里浜（道の駅）	346	携帯
21	環境安全課（防対室3）	347	携帯	46	羽咋消防署（消防署）	334	携帯
22	地域整備課（建設課1）	321	携帯	47	羽咋消防署（消防署2）	348	携帯
23	地域整備課（建設課2）	322	携帯	48	羽咋警察署（警察署）	335	携帯
24	上下水道課（上下水道課）	323	携帯				
25	農林水産課（農林水産課）	324	携帯				

指令局	環境安全課（環境安全課）	996	1台
補助局	消防本部（情報指令係）	997	1台
可搬型	環境安全課（災害対策本部）	995	1台
携帯型	上記		48台

2-3 羽咋市防災行政無線（同報（固定）系デジタル設備）

No.	局名	設 置 場 所		型	レフレックス		ストリート	
					30W	50W	30W	50W
1	羽 咋 局	羽咋市役所市役所屋上	再送信子局	240W		3		1
2		滝（西北台小学校前市道脇）	再送信子局	120W	4			
3		富永公民館	深江町ト 108	240W	1			2
4		余喜公民館	四柳町ち 16-1	120W	1	1	1	
5		邑知ふれあい広場	飯山町リ 101	240W	1			3
6		神子原スポーツセンター	神子原町チ 23-1	240W				3
7		鹿島路公民館	鹿島路町 1787	240W				3
8		千里浜児童センター	千里浜町タ 118-1	120W	1		1	1
9		羽咋高等学校	柳橋町柳橋 26-1	120W		2		
10		羽咋工業高校	西釜屋町中 129-3	120W		1	1	
11		羽咋体育館	鶴多町鶴多田 12	240W	1			3
12		邑知の郷公園	中川町へ 10	240W	1		2	1
13		眉丈台地スポーツ広場	柳田町ミ 1-2	120W	4			
14		御坊山会館	御坊山町 8-1	120W	2			1
15		的場町公園	的場町松崎 55-2	240W		1		3
16		土橋町ポンプ場	土橋町南 57-2	120W			2	1
17		立開町会館	立開町へ 2	120W		1		1
18		三ツ屋会館	三ツ屋町イ 14-4	120W	1		1	1
19		若草町公園	若草町 92	120W			2	1
20		次場会館	次場町レ 72	120W	1	1	1	
21		吉崎町会館	吉崎町 333	120W	1		1	1
22		豊財院駐車場	白瀬町ヌ 99-1	120W			2	1
23		中川町会館	中川町ヌ 135	120W		1		1
24		千石会館	千石町ヲ 33-2	120W		1		1
25		菅池町会館	菅池町カ 38-3	120W		2		
26		四町忠魂碑横	四町い 1-1	240W		2		2
27		円井町会館	円井町 367-1	240W		1		3
28		本江町会館	本江町エ 62	240W				4
29		若部交差点	本江町リ 10-1	240W		2		2
30		尾長町会館	尾長町ト 50-1	120W		2		
31		堀替新町会館	堀替新町イ 35-4	240W				4
32		酒井水防倉庫	酒井町わ 11-1 地先	240W		1		3
33		四柳会館	四柳町は 39	240W		1		3
34		大町農村公園	大町乙 34	120W		2		
35		大町上野会館	大町口 124-2	120W	2			1
36		長曾会館	下曾祢町イ 126	120W			2	1
37		下曾祢町会館	下曾祢町サ 30	120W	1		3	
38		宿屋スクールバス停	鹿島路町 1972	120W				2
39		滝町会館	滝町レ 99-14	120W	1		1	1
40		北新会館	大川町ヤ 211-17	240W	1			2
41		釜屋町会館	釜屋町ノ 61-1	120W	1			1

No.	局名	設置場所		型	レフレックス		ストリート	
					30W	50W	30W	50W
42		千里浜町白山町会	千里浜町ハ 152-16	240W				4
43		千里浜町なぎさ町会	千里浜町ワ 65-1	240W				3
44		新保会館	新保町よ 104	240W				3
45		新保町上	新保町上 1-5	240W		1		3
46		粟ノ保放課後児童クラブ	兵庫町タ 57-4	240W				4
47		福水会館口	福水町は 31-1	120W			2	
48		5分団車庫下	千路町ヌ 26-2	120W	1		3	
49		柳田町会館	柳田町に 6-1	240W		1		2
50		上中山町地内	上中山町ア 2-8	120W	2		2	
51		一ノ宮会館	一ノ宮町辺 38-17	120W		1	1	
52		寺家工業団地	寺家町タ 1-15	240W		1		3
53		氣多大社下	寺家町チ 45-1	120W	2			1
54		国立能登青少年交流の家	柴垣町 14 字 105-27	120W	2	1		
55		柴垣三軒茶屋	柴垣町 9 字 101-24	240W				3
56		上甘田公民館	柴垣町 5 字 269	240W				3
57		滝谷町地内	滝谷町チ 44-2	120W		2		
親局		羽咋市役所		—	—	—	—	—
遠隔制御器		羽咋市役所		—	—	—	—	—
補助局		消防本部		—	—	—	—	—
計 親局 1 局 子局 57 局				240W 25 局 120W 32 局	31	33	28	87

2-4 災害時優先電話

災害時優先電話とは、電話回線が異常にふくそうした場合においてもN T T 西日本が行う発信規制の対象とされない加入電話であり、指定電話は次のとおりである。

No.	設置場所	電話番号	No.	設置場所	電話番号
1	羽咋小学校	0767-22-0129	11	邑知中学校	0767-26-0922
		0767-22-0851			0767-26-1515
2	羽咋市役所	0767-22-1114			0767-26-1516
		0767-22-2909	12	第2分団	0767-26-2126
		0767-22-7194	13	余喜小学校	0767-26-0204
3	羽咋中学校	0767-22-0943	14	第3分団	0767-26-0234
		0767-22-1336	15	瑞穂小学校	0767-22-0005
4	羽咋市民体育館	0767-22-0971	16	とき保育園	0767-24-1001
5	羽咋体育館	0767-22-3312	17	羽咋市ちびっこ自然センター	0767-22-7799
		0767-22-3965			
6	千里浜保育所	0767-22-0764	18	第5分団	0767-24-1144
7	粟ノ保放課後児童クラブ	0767-22-1510	19	西北台小学校	0767-22-7477
8	粟ノ保小学校	0767-22-0243			0767-22-7488
9	旧富永保育所	0767-22-0833	20	西北台保育所	0767-22-1559
10	邑知小学校	0767-26-0048	21	第6分団	0767-22-0339

3 防災施設、資機材等に関する資料

3-1 消防力の現況

令和4年4月1日現在

羽咋郡市広域圏事務組合羽咋消防署

1 消防職員の構成及び人員

階 級	司令長	司 令	司令補	士 長	副士長	消防士	計
人 員	1	3	7	5	5	10	31

2 消防団の組織及び人員

団 本 部		分団名	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
団長	副団長							
1	2	消防団本部			1 (1)	1 (1)	7 (7)	12 (9)
		第1分団	1	1	4	8	26	40
		第2分団	1	1	4	6	28	40
		第3分団	1	1	2	2	11	17
		第5分団	1	1	2	4	20	28
		第6分団	1	1	2	4	15	23
		計	5	5	15 (1)	25 (1)	109 (7)	160 (9)

※ () うち女性

3 消防署保有の消防力

名 称	消防ポンプ自動車					救 急 自動車	指揮車	小型動力 ポンプ	備考
	普 通	水槽付	梯子付	化 学	救助工作車				
車両数	2		1	1	1	2		4	

4 消防団等保有の消防力

名 称		普通A2級消防 ポンプ自動車	小型動力ポンプ 積載(B2級)	小 型	軽可搬	その他
羽消 咋防 市団	第1分団	1		1		
	第2分団	1		2		
	第3分団	1				
	第5分団	1		2		
	第6分団	1		1		
自衛消防隊等				12		
婦人消防隊等					4	
計		5		18	4	

5 消防署保有の消防用資機材

種 別	数 量	備 考
小型動力ポンプ	4	C-1 級
ホースカー	2	手引き
フォグガン	1	
無反動ノズル	2	
放水銃	1	
放水砲	1	
発砲ノズル	4	低発砲×4
背負い式ポンプ	8	
簡易水槽	4	
はしご	8	かぎ付はしご×4 三連はしご×3 ワイヤーはしご×1
救助マット	1	
マット式空気ジャッキ（一式）	1	
救命索発射銃	1	火薬式
可搬式ウインチ	1	
発動発電機	6	550w×1 900w×2 1.5kw×1 1.6kw×2
バスケットストレッチャー	2	
救命胴衣	18	
水中投光器	6	
油圧式救助器具	3	スプレッダー×2 切断機×1
空気式救助器具	2	エアーカッター×1 エアーソー×1
水難救助資器材（一式）	7	
船外機付き救命ボート	1	
エンジンカッター	4	
チェーンソー	3	
削岩機	1	
鉄線鋏	4	
鉄筋切断用チェーンソー	1	
防護服	19	耐熱防護服×2 放射線防護服×13 化学防護服×4
耐電用手袋	7	
空気呼吸器	40	
携帯警報機	19	
送排風機	1	
防塵めがね	16	
水中無線機（船上局）	1	
救命浮環	6	
可燃性ガス測定器	3	
有毒性ガス測定器	3	
ポケット型線量計	14	
酸素濃度測定器	3	

6 消防水利の状況

区 分	消火栓	防 火 水 槽		そ の 他 プール等
		40m ³ 以上	20m ³ 以上 40m ³ 未満	
第1分団地区	247	18	0	9
第2分団地区	74	12	2	3
第3分団地区	31	6	0	2
第5分団地区	47	12	3	1
第6分団地区	61	14	2	3
計	455	55	7	19

第1分団：川原町、東川原町、御坊山町、旭町、的場町、本町、中央町、南中央町、島出町、大川町、釜屋町、千里浜町（大宮、白山、宇賀、金比羅、なぎさ）、新保町、栗生町、栗原町、土橋町、立開町、兵庫町、太田町、三ツ屋町、石野町、深江町、若草町、次場町、吉崎町

第2分団：飯山町、宇土野町、白瀬町、上白瀬町、福水町、中川町、神子原町、千石町、菅池町、千代町、垣内田町、四町、上江町、千田町、円井町、本江町（本江、若部、寺境）、尾長町、尾長出町、志々見町、堀替新町、菱分町

第3分団：酒井町、四柳町、大町、金丸出町、下曾祢町

第5分団：鹿島路町、千路町、柳田町、上中山町

第6分団：一ノ宮町、寺家町、滝町、柴垣町、滝谷町